

協議項目第 2 1 ー 号

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて
1. 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。
2. 中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。
3. 観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。

平成16年1月22日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整方針	1. 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。 2. 中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。 3. 観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
商工会	【名称】 弓削町商工会 【目的】 経済情勢の厳しい中、経営改善普及事業を押し進めて地域の振興と活性化を目指した活動を行うため、財政基盤の強化を図り諸団体との連携を密にして地元産業の安定を目的とする。 【活動内容】 ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業振興事業 ・工業振興事業 ・観光対策事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・婦人部対策事業 ・役職員研修事業 ・委託事業 ・外国人研修事業 【補助金額】 平成14年度実績 2,500,000円	【名称】 生名村商工会 【目的】 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。 【活動内容】 ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業振興事業 ・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・婦人部対策事業 ・福利厚生事業 【補助金額】 平成14年度実績 1,040,000円	【名称】 岩城村商工会 【目的】 同 左 【活動内容】 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・婦人部対策事業 ・受託事業 ・外国人研修生受入事業 ・特別事業 【補助金額】 平成14年度実績 2,500,000円	—	商工会については、統合するよう調整に努めるものとし、補助金額については、従来からの経緯・実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し、調整する。
中小企業利子補給	—	—	【目的】 岩城村において、中小企業を営む個人及び法人に対し資金の融通を円滑にするため利子補給をすることによって、中小企業の振興を図る。 【対象となる資金】 岩城村商工会の審査を受けて国民金融公庫及び愛媛県中小企業融資制度の貸付資金(運転資金は除く) 【利子補給率】 融資金額の年利1%以内 【利子補給の期間】 融資を受けた日から5年以内	—	岩城村の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
観光関係団体	【名称】 弓削町観光協会 【目的】 弓削町の観光事業を振興して、観光客の誘致を図り、産業、経済、文化を発展向上せしめ、併せて公共の福祉に寄与することを目的とする。 【活動内容】 - 観光宣伝並びに資料の発行 - 観光土産品の推奨及び研究改善 - 各種イベントの協賛 - その他本会の目的を達成するために必要な事業 【補助金額】 平成14年度実績 100,000円	—	【名称】 岩城村観光協会 【目的】 岩城村の観光事業を振興して観光客の誘致を図り、産業、経済、文化を発展向上せしめ、併せて公共の福祉に寄与することを目的とする。 【活動内容】 - 観光資源の保護、育成、開発、宣伝及び受入体制の促進 - 観光諸施設の整備、改善の促進 - 関係機関への建議、陳情及び意見具申 - 観光客の接客改善 - 観光に関する調査、研究、情報の収集 - 観光宣伝並びに資料の発行 - 観光土産品の推奨及び研究改善 - その他本会の目的を達成するために必要な事業 【補助金額】 平成14年度実績 400,000円	—	観光協会については、統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとし、弓削松原海水浴場組合については、現行のとおりとする。
	【名称】 弓削松原海水浴場組合 【目的】 海水浴場を開設し、観光客の誘致を図る。 【活動内容】 - 海水浴場、キャンプ場の開設 - 海開きイベントの実施 【補助金額】 平成14年度実績 1,100,000円				
観光関連施設	- 国民宿舎「ゆげロッジ」 ※全部委託(ゆげファーズサービス㈱) - 豊島コミュニティセンター ※運営委託((有)住力商事)	- 宿泊研修施設「蛙石荘」 ※管理運営委託(㈱いきなすゞレク) - サウンド波間田 ※管理運営委託(㈱いきなすゞレク)	- 岩城村観光センター ※運営委託(㈱いわき物産センター) - 津波島コミュニティアイランド ※管理委託(沢田青果㈱)	魚島村観光センター ※管理運営委託(枝広泰昭)	当面現行のとおりとし、新町において調整する。
観光イベント	- 松原海水浴場海開きイベント ※補助金額 470,000円(H14) - ふるさと夜市 ※補助なし	—	- いわき桜まつり ※補助金額 500,000円(H14) - 納涼船「青いレモンの島号」 ※経費 330,000円(H14)	—	当面現行のとおりとする。運営については、実行委員会で運営する方向で検討する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 ー 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	商工・観光関係事業
調 整 方 針	資 料		

先	進	事	例
☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。 (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。 (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。 (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。 同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 1 商工業関係事業の取扱い 商工業関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町において新たな施策を展開することとする。ただし、 (1) 預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。 (2) 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。 (3) 特定小売商店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。 (4) 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。 (5) 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。 2 観光関係事業の取扱い 観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 2 各種イベントについては当面現行のとおりとし、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。 3 工場事業場設置奨励条例については合併時に廃止し、新たに新しいまちにあった制度を構築する。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行の制度を適用する。 4 その他の業務については、当面現行どおりとし新しいまちにおいて実情を尊重しながら調整に努める。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 企業誘致条例及び企業誘致事業については、新たに制度を設ける。 2 融資制度については、新たに制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。その他の商工業振興事業については、新たに制度を設けるものとする。ただし、三瓶町発行の商品券については、合併時に廃止する。 3 観光振興事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 4 観光関連施設については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。		☆重信町川内町合併協議会 <東温市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 1. 企業誘致 企業誘致については、川内町の工場誘致条例に準じ、新市においても継続して実施する。また、既存企業については、新市においても体質強化等の支援を積極的に推進する。 2. 地域振興事業 ① 中小企業に対する各種融資制度については、現在、両町が実施している制度を新市においても継続して実施する。 ② 関係団体の組織については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しつつ、統合に向けて推進する。 ③ 関係団体への補助金については、それぞれの実情を尊重しつつ、新市において補助金体系等の総合的な観点から調整する。 ☆内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕 1 商工会については、それぞれの事情を尊重しながら、将来の統合に向けて、新町において調整に努めるものとする。その他団体の取扱い及び助成金については、新町において調整するものとする。 2 企業誘致については、現行のとおりとするものとする。 3 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 4 融資制度については、合併時に調整するものとする。 5 雇用促進・勤労者対策については、現行のとおりとするものとする。 6 商い塾については、現行のとおりとするものとする。 7 計量器事務については、現行のとおりとするものとする。 8 歴史民族資料館については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 9 四国のみちについては、現行のとおりとするものとする。 10 商工業等関係団体については、現行のとおりとするものとする。 11 観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう、新町において調整に努めるものとする。 12 観光関係団体等については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 13 観光関連施設については、現行のとおりとするものとする。 14 観光イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整するものとする。 15 町並保存については、現行のとおりとするものとする。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 商工業振興事業及び観光振興事業については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。観光関連施設については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後、運営の状況等を考慮し経営改善に努める。	